

松江市告示第 288 号

松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金交付要綱（平成 27 年松江市告示第 281 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 4 月 1 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(対象設備) 第 3 条 略 (1)～(3) 略 (4) 太陽熱利用設備 _____ _____ (5)・(6) 略 (補助対象者__)	(対象設備) 第 3 条 略 (1)～(3) 略 (4) 太陽熱利用設備(ソーラーシステム に限る。) (5)・(6) 略 (補助対象者等)
第 4 条 本補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者__」という。)は、市税の滞納がなく、市内に本支店、営業所等を有する事業者と__対象設備の設置工事契約又は新たに対象設備(前条第 1 号及び第 6 号に掲げるものに限る。)が設置された建物(以下「対象設備付き住宅」という。)の売買契約を締結した者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 市内に住所を有し、自らが所有し自己の居住の用に供する建物(単身赴任等の事由により一時的に市外に居住する場	第 4 条 本補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者等」という。)は、市税の滞納がなく、市内に本支店、営業所等を有する事業者から対象設備の設置工事を受ける _____ _____ _____ _____者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 市内に住所を有し、自らが所有し自己の居住の用に供する建物(単身赴任等の事由により一時的に市外に居住する場

合において、所有者と生計を一にする家族が居住する家屋及び店舗、事務所等を併用する家屋を含む。)において利用するために対象設備を新たに設置する者
又は対象設備付き住宅を購入する者

(2)・(3) 略

(手続代行者)

第5条 略

2 略

3 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ、補助対象者__に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

4 略

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者__は、規則第4条の規定による交付申請を、対象設備設置の契約締結後**(対象設備付き住宅を購入する場合は、売買契約締結後)**に行わなければならない。

2 略

(1) 略

(2) 対象設備の設置**又は対象設備付き住宅の購入**に係る契約書等の写し及び費用の内訳が分かる書類

(3)～(9) 略

合において、所有者と生計を一にする家族が居住する家屋及び店舗、事務所等を併用する家屋を含む。)において利用するために対象設備を新たに設置する者

(2)・(3) 略

(手続代行者)

第5条 略

2 略

3 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ、補助対象者**等**に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

4 略

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者**等**は、規則第4条の規定による交付申請を、対象設備設置の契約締結後_____
_____に行わなければならない。

2 略

(1) 略

(2) 対象設備の設置_____
_____に係る契約書等の写し及び費用の内訳が分かる書類

(3)～(9) 略

(10) 対象設備のうち家庭用燃料電池システム(エネファーム)にあつては、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱(平

(10) 略

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、対象設備の設置を完了した日 _____

_____ か

から起算して 30 日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

2 略

(1) 略

(2) 対象設備の設置費 又は対象設備付き住宅の購入費に係る領収書の写し

(3)～(5) 略

成 21・03・06 財資第 9 号) 第 2 条の規定に基づき、一般社団法人燃料電池普及促進協会が定めた「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付規程 (以下「家庭用燃料電池システム導入支援事業交付規程」という。)」第 7 条又は第 8 条の規定による申込・交付申請の際に提出した書類一式の写し及び同規程第 9 条又は第 10 条の申込受理・交付決定通知書の写し

(11) 略

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、対象設備の設置を完了した日 (家庭用燃料電池システム (エネファーム) については対象設備の設置を完了した日又は対象設備付き住宅の引渡しが完了した日) から起算して 30 日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

2 略

(1) 略

(2) 対象設備の設置費 _____ に係る領収書の写し

(3)～(5) 略

(6) 対象設備のうち家庭用燃料電池システム (エネファーム) にあつては、家庭用燃料電池システム導入支援事業交付規程第 17 条又は第 18 条の規定による補助事業完了報告の際に提出した書類一式の写し及び同規程第 19 条の確定通知

(6) 住民票(交付申請日 後に住所を 異動した場合に限る。)

(7) 略
(終期)

第 13 条 この要綱の終期は、令和 4 年 3 月 3 日とする。

別表(第 3 条、第 6 条関係)

対象設備	対象設備の要件	補助金の算定及び限度額
第 3 条 第 1 号 関係 住宅用 太陽光 発電シ ステム	1. 略 2. 低圧配電線と逆潮流有り で連系し、かつ、太陽電池の 最大出力(設置する太陽光 発電システムを構成する太 陽電池モジュールの公称最 大出力(日本産業規格に規 定されている太陽電池モジ ュールの公称最大出力。な お、日本産業規格を基準と しているが、IEC 等の国 際規格も可とする。))の 合計値(kw 表示とし、小 数点以下 2 桁未満切捨て。 以下同じ。)が 10kW 未 満の太陽光発電システム であること。 3~5. 略	略
第 3 条 第 2 号 関係 ペレッ トスト ープ	略	ペレットストーブの設置に 要する経費の 5 分の 1 の 額(1,000 円未満の端数切 捨て)の <u>2 倍の額</u>

書の写し

(7) 住民票(交付申請日 から住所を 移動した場合に限る。)

(8) 略
(終期)

第 13 条 この要綱の終期は、令和 3 年 3 月 3 日とする。

別表(第 3 条、第 6 条関係)

対象設備	対象設備の要件	補助金の算定及び限度額
第 3 条 第 1 号 関係 住宅用 太陽光 発電シ ステム	1. 略 2. 低圧配電線と逆潮流有り で連系し、かつ、太陽電池の 最大出力(設置する太陽光 発電システムを構成する太 陽電池モジュールの公称最 大出力(日本産業規格に規 定されている太陽電池モジ ュールの公称最大出力。な お、日本産業規格を基準と しているが、IEC 等の国 際規格も可とする。))の 合計値(kw 表示とし、小 数点以下 2 桁未満切捨て。 以下同じ。)が 10kW 未 満の太陽光発電システム であること。 3~5. 略	略
第 3 条 第 2 号 関係 ペレッ トスト ープ	略	ペレットストーブの設置に 要する経費の 5 分の 1 の 額(1,000 円未満の端数切 捨て)と、 <u>その額に 3 分 の 1 を乗じて得た額(1,000</u>

						円未満の端数切捨て。)を加えた額。ただし、 <u>7万7,000円</u> を限度とする。
第3条 第3号 関係 薪ストーブ		薪ストーブの設置に要する経費の10分の1の額(1,000円未満の端数切捨て)の <u>2倍の額</u> 。ただし、 <u>11万6,000円</u> を限度とする。	略	第3条 第3号 関係 薪ストーブ		薪ストーブの設置に要する経費の10分の1の額(1,000円未満の端数切捨て)と、その額に <u>3分の1を乗じて得た額(1,000円未満端数は切捨て)</u> を加えた額。ただし、 <u>10万円</u> を限度とする。
第3条 第4号 関係 太陽熱利用設備	1～3. 略 4. <u>島根県再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金交付要綱</u> 以外の制度による、県の助成を受ける者を除く。	略	略	第3条 第4号 関係 太陽熱利用設備	1～3. 略 4. <u>島根県太陽光発電等導入支援事業補助金交付要綱</u> 以外の制度による、県の助成を受ける者を除く。	略
第3条 第5号 関係 家庭用燃料電池システム(エネファーム)	1～2. 略	略	略	第3条 第5号 関係 家庭用燃料電池システム(エネファーム)	1～2. 略 3. <u>国が実施する「家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金」の申込受理及び交付決定を受けているもの。</u>	略
略			略			

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。